

あけまして
おめでとう
ございます



税務と経営

編集 発行人
税 理 士
村 野 幸 司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 10日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

ワンポイント ねじれ国会

与党の国会議員数が、参議院で過半数を割った状態。予算を除く法案の場合、衆議院で法案が可決しても参議院で可決しなければ法律は成立しません。ただし、参議院で否決後(参議院で60日以内に議決しなかった場合は否決したもののみならず)衆議院で3分の2以上で再可決すれば成立する規定があります。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付(納期の特例を受けている事業所は7~12月分)
1月11日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合) 1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告 1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出 1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分) 1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

生命保険 の基本の基本



生命保険の種類

生命保険は多数の商品が販売されていますが、基本的な商品はごくわずかです。基本商品は次のとおりです。

(1) 「死亡保険」「生存保険」「生死混合保険」

保険金の支払われ方によって、大きく3つに分類されます。

- ① 死亡保険：被保険者が死亡または高度障害になった場合に限って保険金が支払われる保険で、定期保険、終身保険、定期付終身保険などです。
- ② 生存保険：契約してから一定期間が終了するまで被保険者が生存していた場合にのみ保険金が支

払われます。個人年金保険、貯蓄保険などです。

- ③ 生死混合保険：死亡保障と生存保障を組み合わせた保険で、被保険者が保険期間の途中で死亡または高度障害になったときや、保険期間終了まで生存したときに保険金が支払われます。養老保険などがこの保険です。

(2) 「定額保険」と「変額保険」

保険金額が一定か変動するかで分類すると、「定額保険」と「変額保険」に分けられます。

- ① 定額保険：契約時の保険金額が保険期間中一定である保険です。解約返戻金も保険料の払込み月

数により計算されます。

- ② 変額保険：保険金額が資産の運用実績によって変動する保険です。死亡保険金の基本保険金額は保証されていますが、解約時や満期時の受取金額に最低保証はありません。ただし、運用実績が良ければ通常の場合よりも受取金額が多くなります。保険資産は株式など価格変動の大きい有価証券で運用されています。

主契約と特約

「主契約」とは生命保険のベースとなる部分で、主契約だけでも契約が可能です。

これに対して「特約」は、主契約に付加して契約するものであり、特約のみでは契約できません。

したがって、主契約が消滅した場合には、当然に特約も消滅します。主契約は終身保険や養老保険のように基本的な保険契約に限られていますが、特約についてはその数や種類もたくさんあります。

また、主契約には複数の特約を付加することが可能なので主契約の保障不足を補ったり、保障内容を充実させることができます。

	定額保険	変額保険
死亡保険金	一定金額を保証	運用実績により変動 基本保険金額は保証
満期保険金	一定金額を保証	運用実績により変動 最低保証はない
解約返戻金	計算された所定の金額	運用実績により変動 最低保証はない
特約部分	一定金額	一定金額
同条件での保険料	高い	安い
運用勘定	一般勘定	特別勘定
運用対象	預金・コール・有価証券・貸付金・不動産等で運用	主に国内外の株式・公社債等の有価証券で運用
運用によるリスク	生命保険会社が負う	契約者が負う

ワーク・ライフ ・バランス

1 ワーク・ライフ・バランスとは

最近、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉がマスコミなどによく登場するようになりました。ワークは仕事、ライフは生活、それぞれ両者のバランスが大切との考え方です。そこで、今回はこの「ワーク・ライフ・バランス」について取り上げてみましょう。

ワーク・ライフ・バランスとは、働く人が仕事上の責任を果たそうとすると、仕事以外の生活で自分がやりたいことや、やらなければならないことに取り組めなくなるのではなく、両者を実現できる状態のことです。

ある企業は、残業もあるごく普通のメーカーでした。社長の発案で週1日のノー残業デーを始めました。初めはなかなか守られませんが、定時退社の実現にこだわる社長は何回も繰り返し指示を出し、強制的に消灯するなどの取り組みもしました。定時に帰るため、会社をあげて仕事への集中度を高め、段取りを工夫し、仕事を効率化し、無駄な仕事が減りました。ノー残業デーはだんだん増え、ついには毎日がノー残業デーになりました。

この企業は長年、連続で増収増益を続けているそうです。残業がないので、従

業員は、男性も女性も、退社後の時間に、育児でも、介護でも、勉強でもやりたいこと、やらなければならないことができます。

従業員のワーク・ライフ・バランスの実現が企業経営上の課題として注目されるようになった背景には、働き手の変化があります。働き手のライフスタイルが「仕事専念型」であった時代には、ワーク・ライフ・バランスの実現を求める声はありませんでした。しかし、働く女性や共働きの世帯の増加など、働き手や夫婦のあり方が変化し、仕事以外にも「やりたいこと、やらなければならないことがある」層が増えてきました。

こうした結果、企業として、従業員が能力を十分に発揮できる環境を整備するためには、「仕事専念型」の従業員を前提とした働き方を見直し、仕事と生活を両立できる状態、つまりワーク・ライフ・バランスが実現できる働き方を整えていくことが必要となりました。

仕事と生活の軸足の置き方は、働き手によって、また、ライフステージによっても違います。このため、個人にとっては望ましいワーク・ライフ・バランスのあり方は多様です。また、「ライフ」の内容も家庭生活だけでなく、地域活動、学習、健康などさまざまなものがあります。

このような従業員のライフスタイルの多様性を踏まえ、各人が自分に適したワーク・ライフ・バランスを実現できるような取り組みが

求められます。そのためには、効率的な働き方や、さらには働き方のバリエーションを増やすことが重要です。

2 男性の育児参加とワーク・ライフ・バランスの推進

少子化対策としての観点から、ワーク・ライフ・バランスの推進が提言されています。

特に、男性が育児参加できる社会を実現することの必要性が言われています。

また、共働きの増加や、若い世代の意識の変化を背景に、仕事も家庭も大切にしたいという男性の声は確実に増えています。なぜ、企業が男性の育児に配慮することが必要なのか、その第一の答えがここにあります。

また、女性の活躍を推進する企業が増えていますが、女性にだけ育児が集中する環境は、女性の能力発揮の阻害要因の一つになっているとも言われています。

3 ワーク・ライフ・バランスは企業の競争力を高める

ワーク・ライフ・バランスは、優秀な従業員の確保定着や、従業員の意欲向上を通じ、企業の競争力を高めると考えられます。また、生活と両立しやすい働き方により、女性や高齢者を含め、多様な価値観や生活経験を持つ人材の能力が活用され、企業経営にメリットをもたらすと考えられます。

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

菅内閣となって初めての通常国会では、参議院議員数の与野党逆転を受け、厳しい国会運営を強いられることが予想されています。同じくねじれ国会となった一昨年の麻生内閣当時の通常国会では、ガソリン税を巡る与野党対立から、例年、年度内（3月末）に成立する税制改正法案の成立が遅れ、4月末に衆議院本会議で再可決され成立したのは記憶に新しいところです。

昨年からはまった「子ども手当」の支給や高校の実質無償化に伴い、年少扶養控除（0歳～15歳）や特定扶養控除の一部（16歳～18歳までの部分）が本年1月から廃止されています。これにより、源泉徴収税額表においては、従来の扶養親族は「控除対象扶養親族」に変更されています。

中小企業の退職金制度として、加入対象を経営者とする小規模企業共済制度と、従業員とする中小企業退職金共済制度がありますが、事業主の親族については経営者でも従業員でもないとして、いずれの制度にも加入できませんでした。しかし、本年1月から一定要件を満たせばいずれかの制度に加入できることになりました。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

セールスマンの引抜料、損金処理

法人が、プロ野球選手などの職業運動選手等との専属契約をするために支出する契約金などは、「自己が便益を受けるための費用」に該当し、繰延資産として取り扱われます。

しかし、セールスマンやホステスなどに対する引抜料（仕度金や移転料などの名目で支払われるものも含む）は、プロ野球選手などの場合に比べてその専属契約の拘束力が必ずしも十分ではなく、その引抜料の支出の効果が長期にわたって持続されるという保証もあまいとなります。

したがって、これらの引抜料は、繰延資産として計上せず、その支出をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

なお、その引抜料等の支払いの際には、所得税の源泉徴収が必要となります。

源泉徴収、個人か法人かの判定

所得税法では、法人（人格のない社団などを含む）に対して報酬、料金を支払う際の源泉徴収については、特定の場合を除き、規定がありません。したがって、法人に対して報酬、料金を支払う場合は、源泉徴収を要しないこととなります。

① 法人税を納付する義務があること。
② 定款、規約、日常の活動状況などから、団体として独立して存在していること。

支払を受ける者が研究会、劇団等の団体などであって人格の